

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の概要

当商工会は、上越市大潟区、頸城区、吉川区、名立区を区域としており、合計面積は197.21平方キロメートルとなっている。

日本海に面した平野部から吉川区の尾神岳や名立区には上越市内最高峰の不動山などを有し、様々な地形が混在している地域であり、冬期降雪量も地域によって大きな差がある。

2 地域の災害等リスク

(1) 地震のリスク

当地区は上越一糸魚川沖断層帯、高田平野西縁断層帯に隣接しており、今後、大規模な地震が発生することが懸念されている。

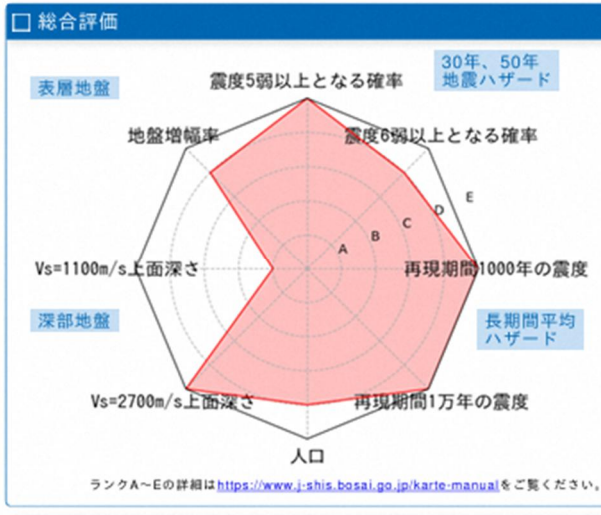
過去には新潟地震（1964年）、中越地震（2004年）、中越沖地震（2007年）を経験し、2024年の能登半島地震では、地区内において震度5強を記録し、住宅や事業所などの建物被害や津波が発生した。

防災科学技術研究所提供の地震ハザードステーション（J-SHIS）では、当地区中心の上越市大潟区において、今後30年以内に震度5強以上の地震が発生する確率が46.4%（J-SHISハザードカルテ参照）と予想されており、強い揺れにより建物や設備等への被害や津波の発生、地震に伴う土砂崩れによる交通路遮断や孤立が発生する可能性がある。



地震ハザードカルテ 2024年基準

メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
5538628621	37.2344N, 138.3328E	新潟県上越市大潟区潟町 付近	30m	100~150人



30年、50年地震ハザード

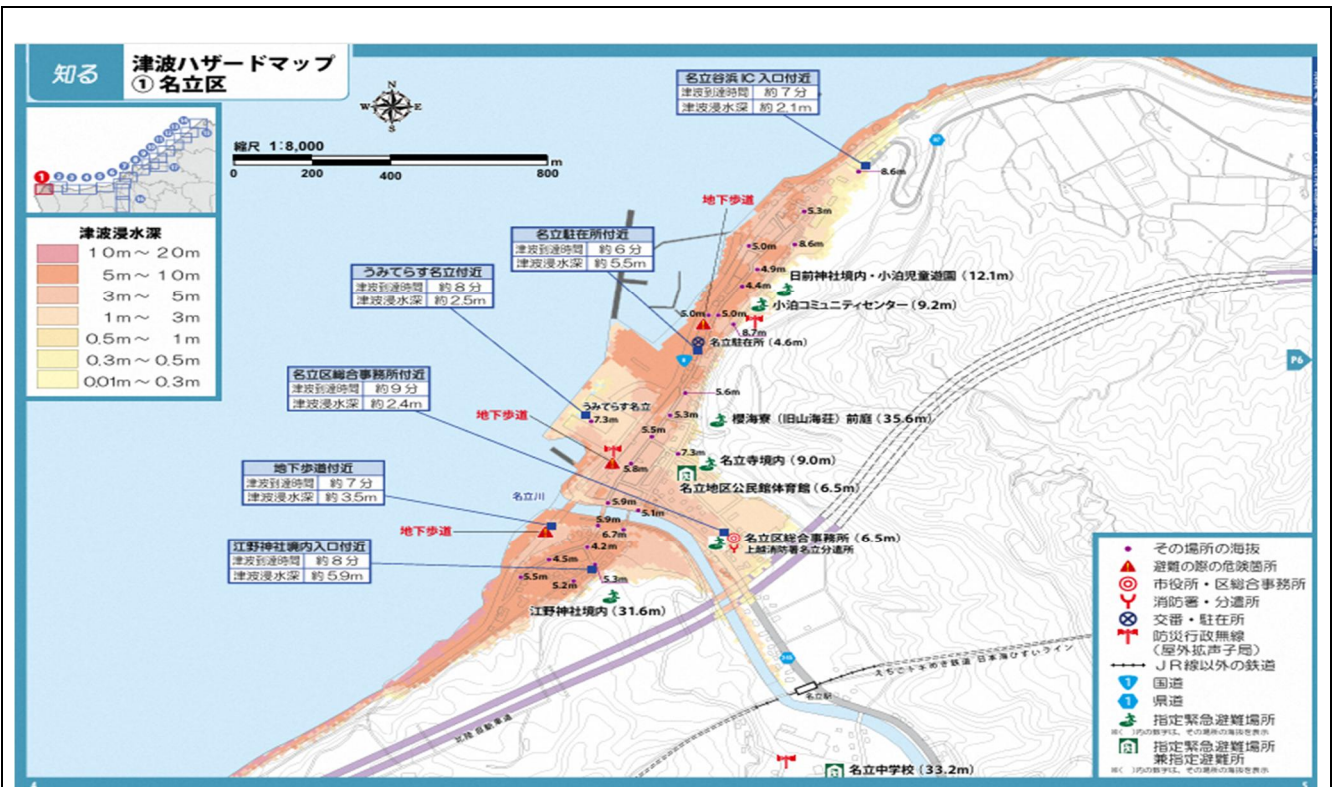
超過確率の値[%]	30年	50年
震度5弱	88.7	
震度5強	46.4	
震度6弱	15.2	
震度6強	3.4	
震度の値	30年	50年
今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	3% 6強(6.0)	2% 6強(6.2)
今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	6% 6弱(5.8)	5% 6強(6.0)
	10% 6弱(5.8)	10% 6弱(5.8)
	39% 5強(5.2)	39% 5強(5.2)
地表の最大速度の値[cm/s]	30年	50年
今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	3% 66.4	2% 88.0
	6% 52.1	5% 66.3
	2% 88.0	10% 51.6
	39% 27.6	39% 27.6

(2) 津波のリスク

地震のリスクと連動して、海に面した大潟区、頸城区、名立区では津波のリスクが想定される。

上越市には、上越一糸魚川沖断層帯と高田平野西縁断層帯による津波が想定されており、上越一糸魚川沖断層帯による津波が最も大きな影響を及ぼすとされている。

特に、上越一糸魚川沖断層帯に近い名立区方面では、津波高が高く、津波到達時間は5分~10分程度と想定されている。



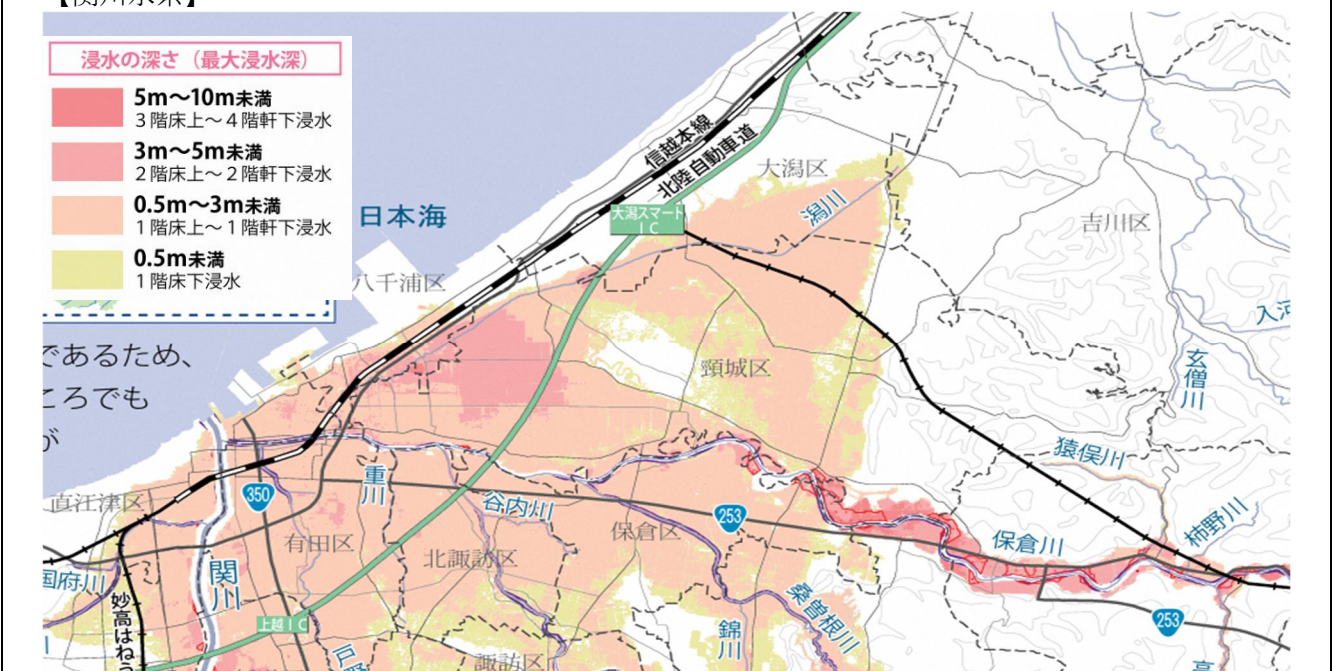
(3) 洪水のリスク

上越市作成の洪水ハザードマップによると、当会地区内では、保倉川を始めとする関川水系沿いでは、頸城区の大半が50cm以上の浸水が想定されており、地域によっては3m以上の浸水も想定されている。

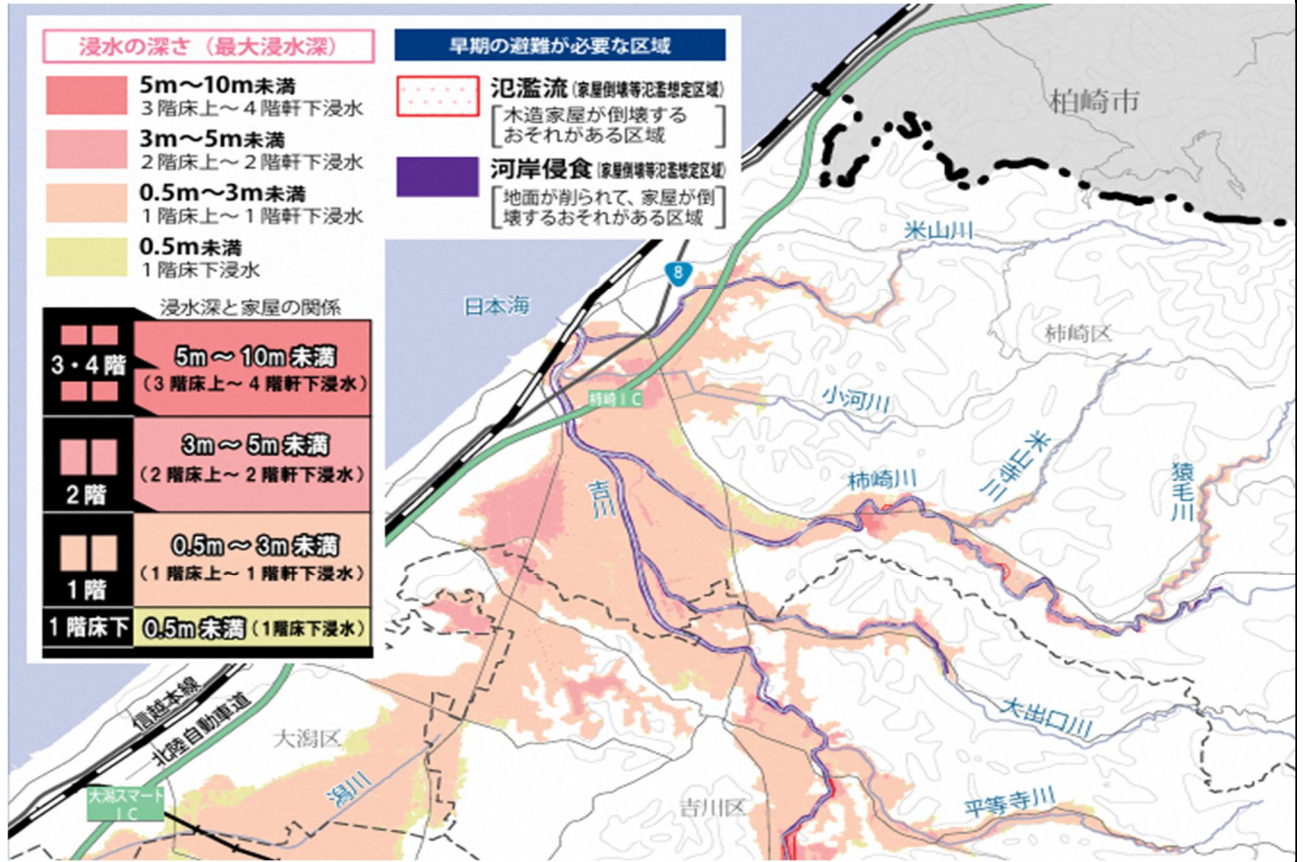
柿崎川水系沿いでは、大潟区及び吉川区に50cm以上の浸水が想定されており、地域によっては3m以上の浸水も想定されている。

名立川水系沿いでは、名立川に沿って50cm以上の浸水が想定されている。

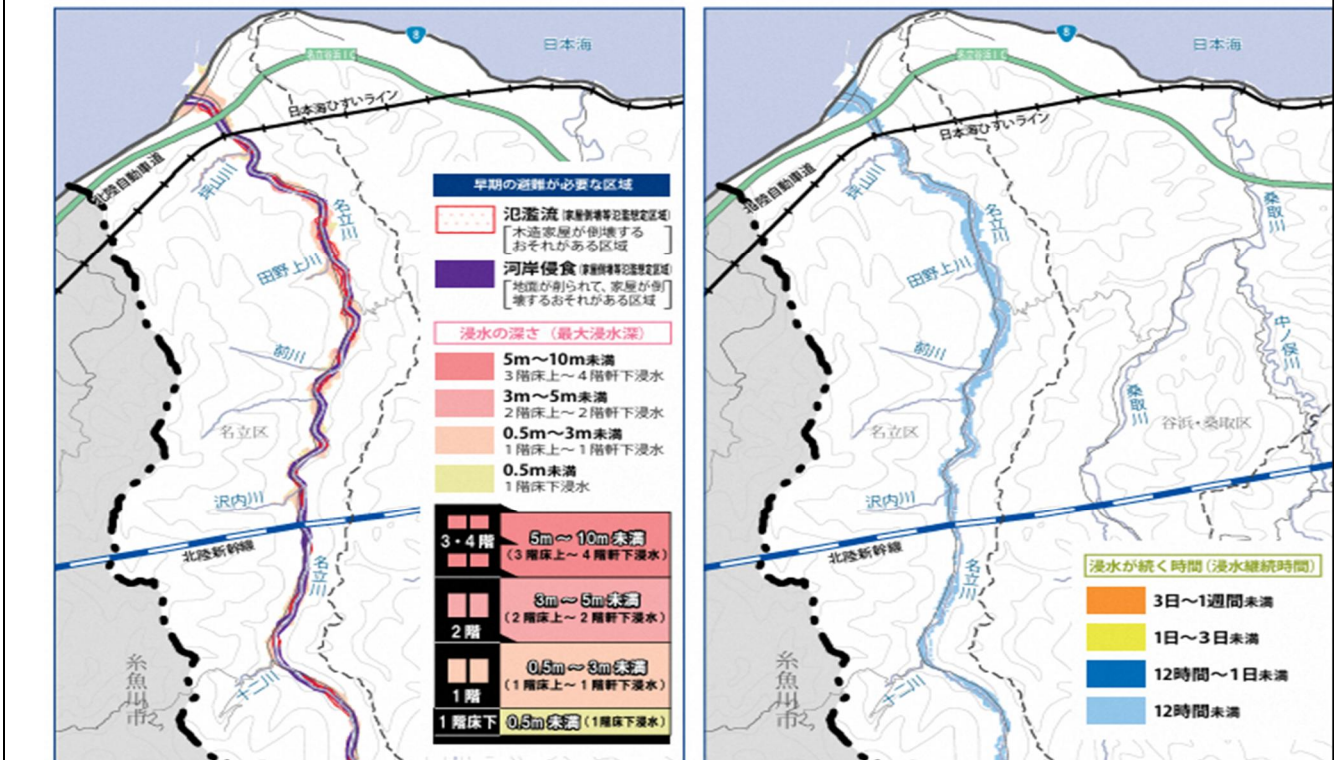
【関川水系】



【柿崎川水系】



【名立川水系】





### 3 商工業者の状況（出典：くびきの商工会独自名簿 令和7年4月1日現在）

・商工業者数 722人 ・小規模事業者数 616人

#### 【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況）
建設業	218	201	地区内に広く分布している
製造業	84	53	地区内に広く分布している
卸売業	34	23	地区内に広く分布している
小売業	114	101	地区内に広く分布している
宿泊・飲食業	62	62	地区内に広く分布している
サービス業	160	145	地区内に広く分布している
その他	50	31	地区内に広く分布している

（出典：くびきの商工会独自名簿 令和7年9月1日現在）

### 4 これまでの取組

#### （1）上越市の取組

##### ①上越市地域防災計画の策定、防災訓練の実施

大規模災害に対応するため災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上越市防災会議において上越市地域防災計画を策定している。地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編、原子力災害対策編、一般災害対策編の5編と資料編で構成されている。

災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民（要配慮者を含む）、自主防災組織、ボランティア団体、病院・社会福祉施設、協定先企業等が幅広く参加する防災訓練を原則として年1回以上実施する。

##### ②食料・生活必需品等の備蓄

不意の災害発生により、市民が備蓄品を持ち出せない場合を想定し、整備計画に基づき、指定避難所等において物資等を備蓄する。

災害時の必需品のうち、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい発電機や暖房器具等の品目は、市での備蓄に努める。

備蓄物資は、極力指定避難所等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して配布・使用できるようにする。また、備蓄を行うに当たっては要配慮者、女性、さらに食物アレルギー患者等の食事に配慮する。

##### ③上越市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザに係る対策について、平成18年8月に「新型インフルエンザ対策指針」を作成している。平成21年10月、それを具体化して「上越市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成した。また、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、従来の行動計画を見直し、新たな「上越市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成している。

#### （2）当会の取組

##### ①事業者BCPに関する国の施策の周知

中小企業・小規模事業の災害発生時の備え・必要性について、BCP計画の策定と運用に関する情報を広報媒体会報誌等でのPRや相談窓口にてチラシ・パンフレットの設置・配布などを行い、防災知識の普及啓発・周知を行っている。

##### ②事業者BCPセミナーの周知

新潟県商工会連合会主催や関係機関で開催されるBCP関連セミナーについて、管内事業所へ周知し中小企業・小規模事業者の防災意識の普及啓発・推進を行っている。

##### ③損保会社と連携した損害保険への加入促進

会員の災害による多種多様なリスクに対応するため、休業補償保険制度やビジネス総合保険制度、業務災害保険制度などへの加入促進を行っている。また、新潟県火災共済協同組合と連携して、事業者の火災共済や自動車共済、所得補償共済等の加入促進を行っている。

##### ④防災備品の備蓄

積雪がある場合に備えスコップや軍手の用意があるほか、業務やイベント開催の関係で、ヘルメットや簡易食器やカセットガスボンベ並びにガスコンロ、ポリ袋、ライターなどを備蓄している。

## II 課題

- ・地区内小規模事業者においては、災害が事業に与えるリスクについて認識が薄く、事業継続計画を策定している事業者は少ない。
- ・危機管理マニュアルは作成済みであるが、本所、支所に職員が分散しており、加えて地元職員が少ない状況にあり、自然災害等の緊急時の取組体制に不安が残る。  
加えて、日常での事前対策訓練並びに行政や関係機関との連携体制の確認、本所支所間の連絡体制の確認が必要である。
- ・感染症対策において、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄が不十分である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、各種災害リスクの認識を深めてもらうよう、事業継続計画策定や保険の必要性について周知・啓発を強化するとともに、必要に応じ、事業継続計画の作成をサポートする。
- ・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。  
加えて、本所、支所において、訓練を実施するなど、発災時の対応を確認し、備える。
- ・域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、衛生品を備蓄しておくとともに、組織内における体制と実施方針を徹底し、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1 事前の対策

令和7年に制定した「くびきの商工会危機管理規程」や令和7年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

##### (1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ①巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ②会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### (2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和7年に「くびきの商工会危機管理規程」及び「商工会危機管理マニュアル」を策定した。今後、本計画との整合性を整理して、くびきの商工会としての「事業継続計画」を策定する。

##### (3) 関係団体等との連携

関係団体、政府系・民間金融機関、損害保険会社等との共催にて普及啓発セミナーや、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等に関する個別相談会など、普及啓発に繋がる事業を連携して行う。

##### (4) フォローアップ

- ①上越市と上越市内4商工会で組織している上越市商工会連絡協議会で、災害発生時に速やかに応急対策等を取組める体制の状況確認や改善点について定期的に協議する。
- ②上越市及び政府系・民間金融機関、損害保険会社等と連携して、小規模事業者のBCP等策定支援、取組状況の確認にあたる。

##### (5) 当該計画に係る訓練の実施

本所、頸城支所、名立支所において、年1回の火災訓練を実施する。吉川支所は吉川区総合事務所が実施する火災訓練に参加する。今後、自然災害を想定した連携体制について検討する。

また、商工会理事会でも災害時の連絡体制等について定期的に確認する

## 2 発生後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後 2 時間以内に職員の安否確認を行う。(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ②国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、上越市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### (2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ①当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等

- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ③大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ④本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に最低 1 回共有する
1 週間～1 ヶ月以内	1 週に 2 回共有する
1 ヶ月以降	1 週に 1 回共有する

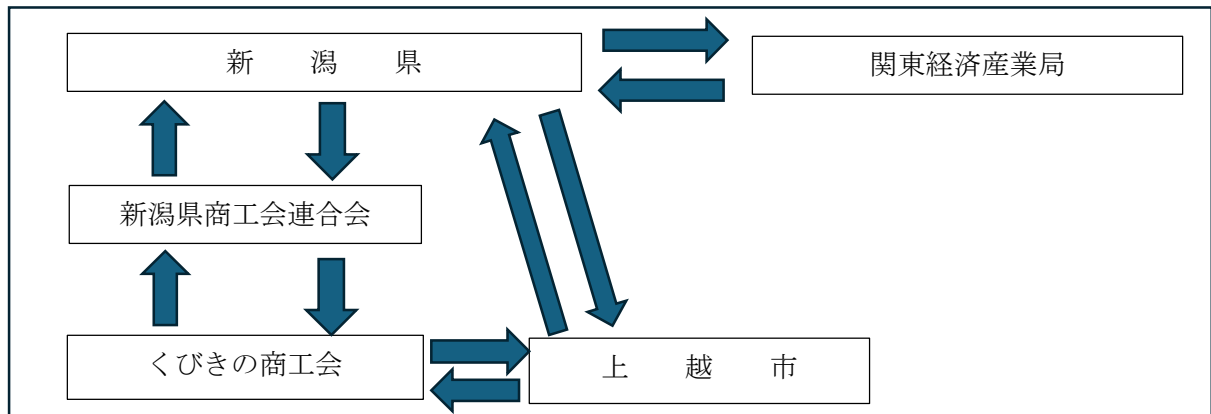
- ⑤当市で取りまとめた「上越市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## 3 発生時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- (2) 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- (3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- (4) 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

- (5) 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

<連絡ルート>



#### 4 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- (1) 相談窓口の開設方法について、上越市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- (2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。商工会災害対策本部と同様に考え基本的には当会本所事務所に設置し、本所事務所が被災し使用できない場合は、次の場所に相談窓口を設置する。  
第1候補：くびきの商工会頸城支所、くびきの商工会吉川支所、くびきの商工会名立支所  
第2候補：上越市 大潟コミュニティプラザ
- (3) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (5) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

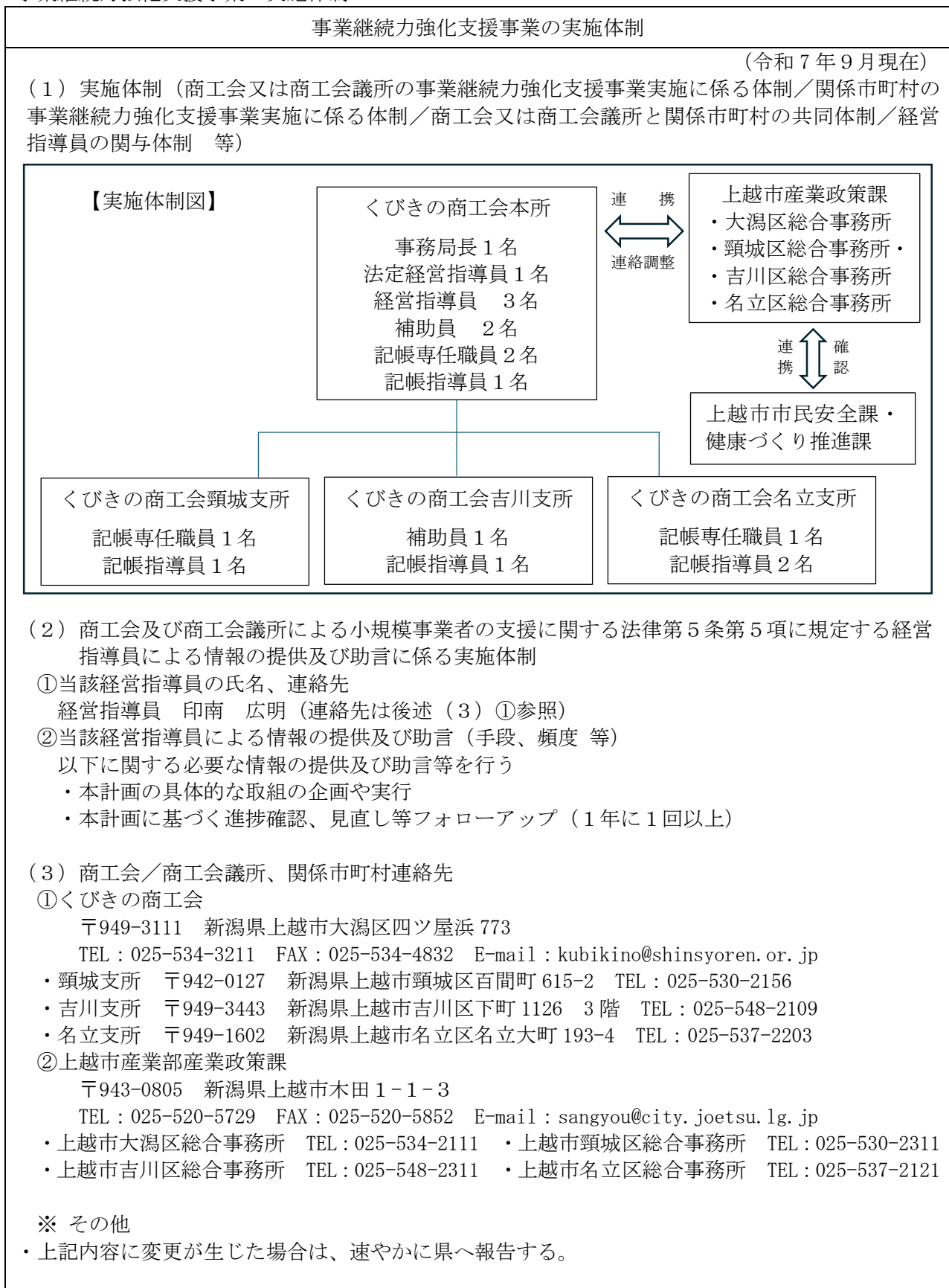
#### 5 地域内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費	80	80	80	80	80
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ バンフ、チラシ作成費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対策費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、上越市補助金、新潟県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし